

奈良市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

奈良市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・ p.2
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・ p.6
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ p.6
4. 業務量管理・健康確保措置(重点取組)・・・・・・・・ p.7
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・ p.9

＜参考＞公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
第二条 この法律において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園をいう。
2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長(園長を含む。次条第一項において同じ。)、副校長(副園長を含む。同項において同じ。)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

文部科学省は、令和7年6月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下、「改正給特法」という。)に基づき、令和7年9月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下、「国指針」という。)を改正した。改正給特法においては、サービスを監督する教育委員会は、国指針に即して「業務量管理・健康確保措置計画」を定めることとされている。

市教育委員会においては、令和3年6月に「学校における働き方改革取組方針」(以下、「取組方針」という。)を策定し、「学校現場の役割分担や業務の効率化により、教職員の働き方改革の推進を図ることで、教職員が子どもと向き合う時間を確保でき、本来の業務に専念できるような学校環境にする」こと、また「学校における働き方改革の実現により、教員一人ひとりが心身ともに健康な状態でいきいきと教育活動を行うことができる環境を整え、教育の質向上を実現する」ことを目標に、教員の働き方改革に取り組んできた。

この度、国指針の改正を受けて、取組方針を見直し、改正給特法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

働き方改革は、単なる業務削減ではなく、教育職員の業務負担を軽減し、心身の健康を保つことで、教育職員が「働きやすさ」、「働きがい」を実感しながら、その能力を最大限発揮できる環境を整え、奈良市が目指す教育を、よりよい形で実現していくものである。

この認識に基づき、本計画では、教育の質の向上を支えることを念頭に置き、働き方改革についての取組を定めるものとする。

(2) 本市の現状(令和7年度まで)

【全体】

- 奈良市教育委員会では、令和2年4月1日付で「奈良市立学校等に勤務する教育職員の勤務時間の上限に関する規則」を定め、勤務時間の上限の目安を次のとおり設定した。

①1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内

②1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内(連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6カ月まで)

- また、取組方針では、次の5つの観点から取り組むべき事項を定め、可能なものから実施することで、教員が本来担うべき業務に専念できる環境整備と、教育職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ってきた。

1. 勤務時間管理の徹底と勤務時間や健康管理を意識した働き方の推進
2. 学校・教員が本来担うべき業務の適正化に向けた環境の整備
3. 学校における組織マネジメントの強化
4. 部活動指導に係る教員の負担軽減
5. 家庭・地域との連携の推進

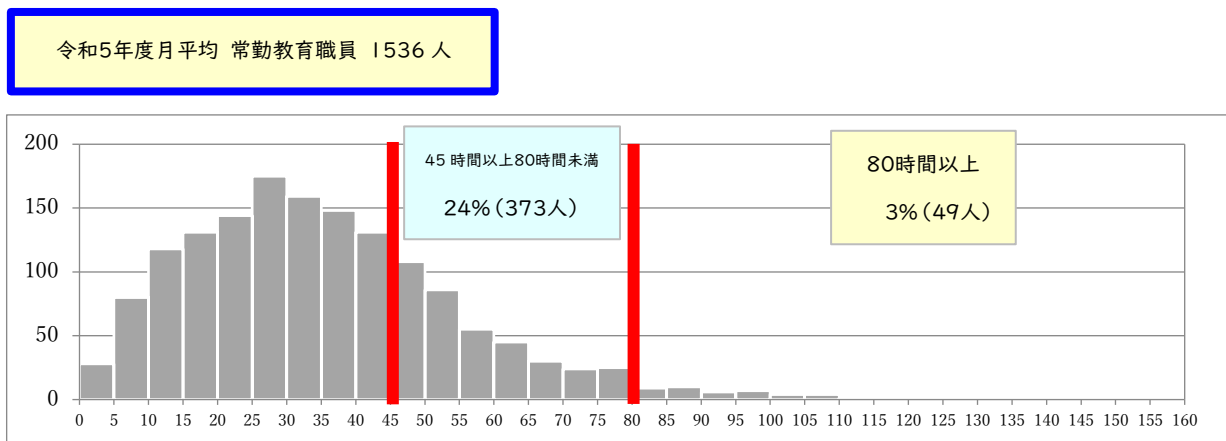
令和7年度までに実施した主な取組は次のとおり。

- ・ 校務支援システム導入等、学校のDX化による事務の効率化
 - ・ 教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)、特別支援教育支援員、部活動指導員等、教員を支援する人材の配置
 - ・ 夏期休業中の学校閉鎖日の設定
- 取組方針に基づいて様々な取組を実施した結果、平均時間外在校等時間は徐々に減少しており(資料1)、時間外在校等時間(月平均)が80時間を超える教育職員数とその割合についても、令和2年度74人(5%)に比べると令和5年度49名(3%)、令和6年度35名(2%)と縮減することができている(資料2)。

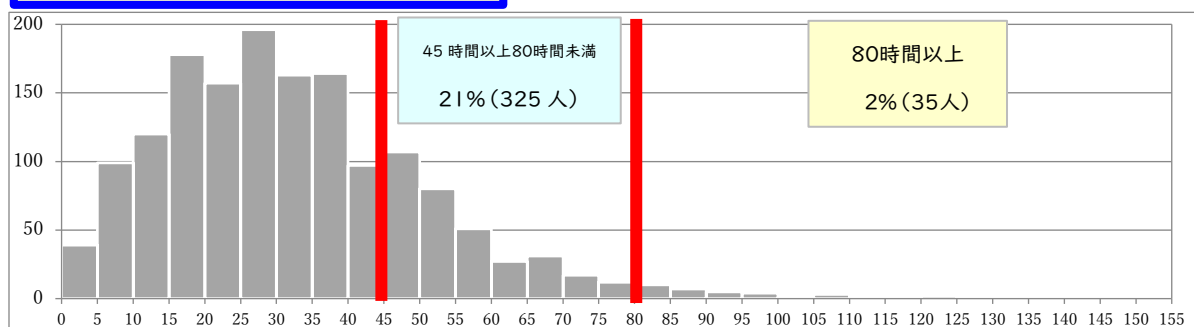
<資料1>教育職員の勤務時間外在校等時間(月平均)の推移(単位: 時間:分)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
月平均	39:49	37:46	36:20	34:01	31:14

<資料2>勤務時間外在校等時間 令和5年度、6年度の月平均の比較



令和6年度月平均 常勤教育職員 1573人



- 一方で、数字として表しにくいが身体的負担につながるものとして重要なのが休憩時間である。教員の休憩時間取得状況についてアンケート調査を実施したところ、休憩時間について「実際にはほとんど休憩できていない」と回答した者が令和3年度は76%、令和6年度は74%を占めており、教員が休憩時間を十分に取得できていない状況が継続している。
- また、学校をめぐる課題が多様化していることで、学級運営や保護者対応において担任1人では対応するのが困難な事例も増加している。特に過剰な苦情や不当な要求に発展すると、学校だけで対応することが困難になり、教員の精神的負担につながるため、専門家による助言や専門機関との連携などにより支援する必要がある。

【小学校について】

- 小学校においては、令和6年度の時間外在校等時間の平均は27時間44分であった。
- 休憩時間については、教員アンケートにおいて「実際にはほとんど休憩できていない」と回答した者が令和3年度は78%、令和6年度は79%であり、横ばいとなっている。給食指導で昼にまとまった休憩がとれないことに加えて、基本的に担任が全教科を担当することから、授業の空き時間の少なさや授業準備のため、休憩に充てられる空き時間がほとんどないことが要因と考えられる。
- したがって、小学校においては、個々の教員の授業持ち時間を減らし、空き時間の確保と授業準備等の負担軽減を図ることが有効と考えられる。

【中学校について】

- 中学校においては、令和6年度の時間外在校等時間の平均は39時間34分であった。中学校では部活動を実施しており、放課後の時間帯に部活動の指導に従事することで、授業準備等を勤務時間外に行わざるを得ない状況があると考えられる。
- 休憩時間については、教員アンケートにおいて「実際にはほとんど休憩できていない」と回答した者が令和3年度は75%、令和6年度は71%であった。中学校でも小学校と同様に給食指導で昼にまとまった休憩がとれない状況にある。また、中学校は教科担

任制となっており、授業の持ち時間数は小学校よりは少ないが、小学校と同様に授業準備や授業の空き時間の少なさが要因との回答が多かった。

- また、中学校においては、不登校対応の一環として、授業の空き時間に教員が交代で別室に登校する生徒に対応していることが多く、空き時間があっても休憩時間や授業準備等に充てられない状況がある。なお、不登校傾向にある生徒が校内で安心して過ごせる居場所として校内サポートルームを試行設置している中学校においては、サポートルームのスタッフが別室に登校する生徒に対応することで、教員が空き時間を生徒の個に応じたより細やかな対応、授業準備、休憩等に活用できるようになったとの声が上がっている。
- したがって、中学校においては、放課後の時間帯を授業準備や休憩等に充てられるよう、部活動の担い手を教員から変えること、あわせて校内サポートルームを設置し、授業の空き時間の活用の自由度を高めることが有効だと考えられる。

【高等学校の課題】

- 高等学校においては、令和6年度の時間外在校等時間の平均は43時間2分であった。
- 高等学校においては、休憩時間について「実際にはほとんど休憩できていない」と回答した者が令和3年度は43%、令和6年度は15%であった。他の校種と比較すると取得状況は良好であり、給食を実施していないため昼休憩がとりやすい状態であると考えられる。
- 一方、高等学校は地域展開の対象外とされているため、学校管理下で部活動を継続することになるが、教員の負担軽減を図るためには、活動日、活動時間、活動内容等を精査することが必要だと考えられる。

【幼稚園について】

- 奈良市立幼稚園については、幼保一元化により、職種を「幼稚園教諭」から保育園及びこども園と共通の「保育教育士」とし、給与面では、時間外勤務に対して教職調整額ではなく時間外勤務手当を支給している状況にある。
- 幼稚園で勤務する保育教育士については、時間外勤務時間は月30時間未満、年間360時間未満である。休憩時間の取得状況については調査を行っていないが、園児の降園が午後2時頃であることから、降園後に休憩時間を取得することが可能であると考えられる。
- したがって、幼稚園については、小・中・高等学校のような時間外在校等時間や休憩時間の取得状況に関する課題は現時点では見られないと考えられる。

2. 目標

1. で述べた現状を踏まえて、小・中・高等学校について、「教員の時間外在校等時間の縮減」、「教員の休憩時間取得促進」を重点的に推し進めるため、本計画終期までに次の目標の達成を目指す。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教員の時間外在校等時間 月平均 30時間以内

1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の教員の割合 100%

1箇月の時間外在校等時間が80時間超の教員の割合 0%

(2) 教員の休憩時間取得促進に関する目標

休憩時間に充てうる空き時間を確保し、休憩時間を毎日確実に取得できるよう、教員1人あたりの授業持ち時間を以下のとおりとする。

小学校 週平均20時間以内(令和6年度:週平均24.4時間)

中学校 週平均18時間以内(令和6年度:週平均18.5時間)

(3) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

時間的・精神的な辛さはそれほどなく、やりがいを感じる教員の割合 50%以上

3. 計画の期間

国が令和11年度までに教育職員の1か月の時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としていることを踏まえ、計画期間は令和8年4月から令和12年3月までの4か年とする。

4. 業務量管理・健康確保措置(重点取組)

文部科学省が定める「学校と教師の業務の3分類」を踏まえて、教員が教員でしかできない業務に専念できるよう、スクール・サポート・スタッフ等の教員を支援する人材配置を続けるとともに、教員の本来業務の負担軽減を図るため、各校種ごとに次の事項に重点的に取り組む。取組内容については、毎年度の進捗状況を確認する際にあわせて見直す。

【小学校】

(1) チーム担任制導入支援

チーム担任制の実施を希望する小学校が、各校の規模・特性等にあわせた形で、チーム担任制を導入できるよう、先行取組校の事例の紹介、ホームページ等を活用した情報発信、相談対応等の支援を行う。

(2) 教科担任制の実施拡大

教科担任制を実施する学校の増加を図るとともに、対象学年を高学年以外にも拡大し、個々の教員の担当教科数を絞り込み、負担軽減と教科指導の充実を両立させる。

【中学校】

(1) 中学校部活動の地域展開(3分類⑬関連)

中学校の部活動を平日も含めて地域展開する。

例外的に教員が兼職兼業により地域団体に参画する場合は、学校での時間外在校等時間と地域団体での活動時間との合計に上限を設け、校長と市教育委員会が連携して勤務時間管理を行う。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
上限時間	60	55	50	45
うち、学校での時間外在校等時間の上限	45	40	35	30

(単位:時間)

(2) 校内サポートルームの設置(3分類⑰関連)

不登校支援のため中学校で試験的に設置していた校内サポートルームを全中学校に設置を拡大し、不登校にかかわる人員を拡充することで、不登校生徒へのきめ細やかな支援を充実させる。

このように生徒に関わる人員の総数が増えることで、不登校生徒以外の生徒に対しても教員がゆとりをもって向き合う体制を確立する。

【高等学校】

- (1) 部活動の活動日、活動時間、活動内容の見直し
部活動指導員を活用しつつ、校内での運用変更により、時間外在校等時間の縮減を図る。

【共通】

- (1) 授業時数の見直し
各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、引き続き年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- (2) 学校だけでは対応が困難な事案への支援体制の構築(3分類⑤、⑩関連)
保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等といった、学校だけでは対応が困難な事案について、専門家(弁護士、心理士等)が相談を受け付けるだけでなく、段階的に関与する体制を構築する。
- (3) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(3分類⑩関連)
特別支援教育支援員、医療的ケア看護師、スクールカウンセラーといった専門スタッフの配置や派遣を継続実施するとともに、市教育委員会だけでなく、市子どもセンターをはじめとする市長部局の各課と連携し、学校を支援する。
- (4) 労働安全衛生法に沿った健康及び福祉の確保
労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の取組を実施する。
 - 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
 - 労働安全衛生法第66条の10において「心理的な負担の程度を把握するための検査」として規定されているいわゆる「ストレスチェック」を、努力義務である50人未満の学校も含め、全校を対象に実施する。ストレスチェックの結果を踏まえて、必要に応じて健康管理医との面談を勧めるなど教育職員の健康管理に努める。
 - 夏期休業中の8月15日を含む連続した5日間(週休日・祝日を除く)を学校閉鎖日とし、教育職員の休暇取得促進を図る。
 - 全市立学校の電話受付時間を教員の勤務時間内とし、勤務時間を明確化する。
 - 教員の終業時刻から翌日の始業時刻までの間に、11時間以上の勤務間インターバルの確保に取り組む。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を毎月把握し、毎年度、市ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校からの意見を随時受け付け、取組内容の改善や新たな取組の実施につなげる。
- (3) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (4) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、県域で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、教員アンケートの結果等から把握する。
- (5) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する指導を実施し、改善策の検討等伴走支援する。
- (6) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (7) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本計画について周知を行い協力と理解を得られるよう取り組む。